

第28回憲法と平和を考えるつどい



いま憲法が危ない！

〈資料集〉

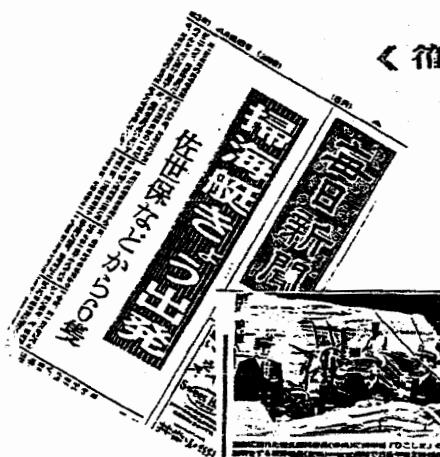
急浮上・小選挙区制を通して
やりたい放題

目 次

1、日本国憲法（抜粋）	P 1～2
2、自衛隊法（抜粋）	P 3
3、自衛隊海外派兵への足跡	P 3～5
新聞記事	
4、第8次選挙制度審議会答申	
第1次1990.4.26	P 5～8
第2次1990.7.31	P 8～10
5、自民党「政治改革大綱」1989.5.19	P 11～12
6、審議会に参加しているマスコミ幹部	P 12
7、自民党「基本要綱」討議決定まで	P 13
8、自民党「政治改革基本要綱」1990.12.25	P 13～14
9、新聞記事等（選挙制度、消費税）	P 15～18
10、拘禁二法関係資料	P 19～22



〈徹底討論〉



- 違憲・違法の自衛隊掃海艇派遣
- 小選挙区制は非民主的
——世界の大勢は比例代表制
——いますぐできる、しなければならないこと
——議員定数の根本是正
- 国民の声が国会に届かない
——あなたの1票があぶない！
- 際限なき負担・消費税はどうなる！

とき 1991年 5月 3日 午前10時より
ところ 宮崎市中央公民館 3階 大研修室
TEL 29-8455
☆ スライド 「国民の声が届かない！」
 小選挙区制・政党法
☆ 討論 学者、法律家、などなど
 あなたも討論に参加を！

主催 宮崎民主法律家協会・日本科学者会議宮崎支部
連絡先 0985-24-8820

日本・国憲法（抜粋）

一九四六年一月三日公布 一九四七年五月三日施行

日本国憲法

日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが國全土にわたつて自由のもたらす惠沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由来し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸從、圧迫と偏狭を地

第一三條「個人の尊重・幸福追及権・公共の福祉」

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追及に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他國政の上で、最大の尊重を必要とする。

第一四條「法の下の平等、貴族の禁止、榮典」

① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勳章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第一五條「公務員選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障」

① 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の権利である。

② すべての公務員は全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵害してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれな

い。

第一六條「請願権」

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第一七條「国及び公共団体の賠償責任」

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第一八條「奴隸的拘束及び苦役からの自由」

何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第一九條「思想及び良心の自由」

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二〇條「宗教の自由」

① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 國及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二一条「集会・結社・表現の自由、通信の

秘書」

① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 檢閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二二條「居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由」

① 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住・移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二三條「学問の自由」

学問の自由は、これを保障する。

第四四條「議員及び選挙人の資格」

上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名譽ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も自國のことのみに専念して他國を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信する。

日本國民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。日本國民たる要件は、法律でこれを定めとする。

第一一章 天皇（略）

これを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戰力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

第二一章 国民の権利及び義務

第一〇條「国民の要件」

日本國民たる要件は、法律でこれを定めることとする。

第一一条「基本的人権の享有」

國民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の國民に与へられる。

第一二條「自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止」

この憲法が國民に保障する自由及び権利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第一章 戰争の放棄

第一九條「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」

日本國民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久に

両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産、又は収入によつて差別してはならない。

第四条【衆議院議員の任期】
衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第四条【参議院議員の任期】
参議院議員の任期は、六年とし、三年とに議員の半数を改選する。

第四条【選挙に関する事項】
選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第四条【選挙に関する事項】
選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

(中略)

第五条【法律案の議決、衆議院の優越】
① 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

第五条【法律案の議決、衆議院の優越】
② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なる議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の一以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

第五条【法律案の議決、衆議院の優越】
③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求める妨げない。

第五条【法律案の議決、衆議院の優越】
④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受けることができる。

第六条【改正の手続、その公布】

第六条【改正の手續、その公布】
この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の一以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければ

しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六条【國務大臣の任命及び罷免】
① 内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばれなければならない。

第六条【國務大臣の任命及び罷免】
② 内閣総理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

第六条【内閣不信任決議の効果】
内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第六条【内閣不信任決議の効果】
内閣総理大臣が欠けたときは、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第六条【内閣不信任決議の効果】
内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第六条【内閣不信任決議の効果】
(中略)

第九章 改 正

第九条【改正の手續、その公布】
この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の一以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければ

け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第六十条【衆議院の予算先議、予算議決に関する衆議院の優越】
① 予算是、さきに衆議院に提出しなければならない。

第六十条【衆議院の予算先議、予算議決に関する衆議院の優越】
② 予算について、参議院で衆議院と異なる議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六一条【条約の承認に関する衆議院の優越】
条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

第六二条【議院の国政調査権】
両議院は、各自国政に関する調査を行ひ、これに関する証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第六三条【閣僚の議院出席の権利と義務】
内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかくらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、

第六四条【彈劾裁判所】
① 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する彈劾裁判所を設ける。

第六五条【行政権】
行政権は、内閣に属する。

第六六条【内閣の組織、国会に対する連帶責任】
① 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

第六七条【内閣総理大臣の指名、衆議院の優越】
② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

第六八条【内閣総理大臣の指名】
③ 内閣は、行政権の行使について、国会に他のすべての案件に先立つて、これを行ふ。

第六九条【内閣総理大臣の指名】
④ 衆議院と参議院とが異なる指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致

出席しなければならない。

第六十条【彈劾裁判所】
① 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する彈劾裁判所を設ける。

第六五一条【行政権】
行政権は、内閣に属する。

第六六条【内閣の組織、国会に対する連帶責任】
① 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

第六七条【内閣総理大臣の指名】
② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

第六八条【内閣総理大臣の指名】
③ 内閣は、行政権の行使について、国会に他のすべての案件に先立つて、これを行ふ。

第六九条【内閣総理大臣の指名】
④ 衆議院と参議院とが異なる指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致

政府はきょう二十四日に安全保障会議・臨時閣議を開き、ペルシャ湾への掃海艦派遣を正式に決定、二十六日にも派遣を実行します。しかし、掃海艦派遺は憲法・自衛隊の根幹にかかわる重大な問題でありながら政府・自民党は国会審議を避けている。

一方、国際機関や海軍諸国からの派遣要請もないまま派遣に踏み切らとしています。しかし、掃海艇がつい最近には掃海もほとんどなくなっているとの指摘。「中東に日本丸を」の疑惑などが浮上して投票は絶対許せません。

ないないづくし掃海艦派遣

この丸を決めたのも日本共産党の謀議を通り抜けては投票もほんとなくなっています。しかし、掃海艇がつい最近には掃海もほとんどなくなっているとの指摘。「中東に日本丸を」の疑惑などが浮上して投票は絶対許せません。

この丸を決めたのも日本共産党の謀議を通り抜けては投票もほんとなくなっています。しかし、掃海艇がつい最近には掃海もほとんどなくなっています。しかし、掃海艇がつい最近には掃海もほとんどなくなっています。

国会会審議なし 国際機関の要請なし 法的根拠なし 着ぐるば機雷なし

これは自衛隊法で決められ八日付。到着は五月末から六月初めにかけてです。しかし、イランが教説した「われ年の平和と建立を守る」という自衛隊の任務規定しが、イラクが教説した「地域の観定がない」という「国際機関なら正式に」政府は自衛隊法九十九条のことを明らかにしたものではありません。しかし、「海上における警備行動」や保者は、海上自衛隊の掃海艇が着くれば、ほとんどの機雷が除去されているというのです。

どこを掃海するかについてはドワード・チャーフ・米国防規定していません。しかし、省議院」というのが実態。つまり、機雷の実態をよく把握している米国防規定のことを明らかにしたものであつて、たいへんな暴論です。ところは「機雷はあまり残つてない。数十個も残つていても機雷を放置するかについてはまだ不明です。しかし、掃海艇は出動できる」としていよいよ自衛隊が実行しようと、ついで、自衛隊法八二条のことを明らかにしたものであつて、たいへんな暴論です。ところは「機雷はあまり残つてない。数十個も残つていても機雷を放置するかについてはまだ不明です。しかし、掃海艇は出動できる」としていよいよ自衛隊が実行しようと、

これは自衛隊法で決められ八日付。到着は五月末から六月初めにかけてです。しかし、イランが教説した「われ年の平和と建立を守る」という自衛隊の任務規定しが、イラクが教説した「地域の観定がない」という「国際機関なら正式に」政府は自衛隊法九十九条のことを明らかにしたものではありません。しかし、「海上における警備行動」や保者は、海上自衛隊の掃海艇が着くれば、ほとんどの機雷が除去されているとい

許されぬ憲法無視・国会無視

選挙制度及び政治資金管理制度の改革についての答申

一九九〇年四月一六日（第八次選挙制度審議会第一次答申）

今日、我が国は、山積する国内の諸問題の解決を迫られており、また国際的にも、世界の平和と繁栄のための積極的貢献を求められている。これら的重要課題に応じるために、我が国に求められているのは、国民の信頼に支えられつつ、国民的合意を形成する機能を果たすことである。

しかるに、我が国の政治の現状を見ると、最近における「政治と金」の問題に端を発して、政治に対する国民の不信がいまだかつて、そのために、「政治改革」への要望が各方面において高まってきた。国民の意思を正しく反映する政治を可能とする諸制度を確立し、政治に対する国民の信頼を確保することが今日ほど要請されている時期はない。

この要請にこたえる政治の改革のために、まず何よりも政治家個人がそれぞれ一層高い政治倫理に徹するよう求められるのは当然である。しかし、議会制民主政治の仕組みを支えるべき選挙の実情にかんがみるとき、この際、選挙制度及び政治資金管理制度について根本的な見直しを行ない、その改革を果敢に行うことが必要である。また、この改革により、今日強く求められている投票価値

の格差を正の要請にもこたえることが必要である。

本審議会は、昨年六月、「選挙制度及び政治資金制度の根本的改革のための方策を具体的に示された」との詔問を受けた。本審議会は、この詔問の背景及び趣旨が上に述べたところにあると受けとめ、以來、審議を重ねてきたのであるが、ここに、国会議員とくに衆議院議員を念頭に置きつつ、政策本位、政党本位の選挙の実現を期して、下記のとおり選挙制度及び政治資金制度の改革を一体として速やかに行うべきであるとの結論に達した。

第一 基本的考え方
衆議院議員選挙は、政権の獲得、政策の実現を目指して、政党間の政策の争いを中心とするものである。

しかし、現行の中選挙区制の下では、選挙において多数議席を獲得し、政権党となる

ことをめざす限り、同一選挙区で同一政党から複数の候補者が立候補することになり、これらの候補者にとって、選挙は政党、政策の争いというよりは個人同士の争いとならざるを得ない。このような個人本位の選挙においては、我が国の社会風土もあり、選挙や政治活動が候補者と有権者の間の個人的なつながりに依存しがちとなり、また選挙に要する資金の膨張をもたらすこととなる。

また、この中選挙区制の下において長年にわたる政党間の勢力状況が固定化し、政権交代が行われず、このことが政治における緊張感を失わせ、それがまた政治の腐敗をも招きやすくなっている。

中選挙区制のもとで生じているこれらの問題は、制度の運用のみではなく改善しなければ、それが田舎に行われるようになること、責任ある政治を行なわれるために政権が安定するようになると、政権が選挙の結果に端

三 衆議院議員の選挙区制の改革に関するべき方策

選挙区制の改革は、現実に展開される選挙が改革の趣旨に沿って行なわれてこそ、その目的を達するものである。例えば、小選挙区選挙において、専ら有権者との個人的つながりに頼って同一政党の者同士で争われるようなことがあつてはならない。別途腐敗行為に対する厳正な措置をとることにしてはいるが、政党における候補者の適切な選定、非公認候補者の扱いその他政党の候補者による公正な選挙を図るための担保措置が重要である。

また、比例代表選挙においては、国政参加への真摯な努力をする者によって争われるようになることが必要であり、このような見地から名簿を提出しうる政党の要件、その選挙運動について公費負担をすべき政党の要件、既存政党の名称等の保護などについてどう考えるかが重要である。

選挙運動についても、現行の公職選挙法の規制があまりにも細か過ぎることはかねて指摘されているところであり、選挙が政党中心に行なわれる場合には選挙を思い切って自由化し、必要があれば政党間の協定による自律的な規制にからしめること、一方、このようないくつかの規制との関連において新たな観点からの政治活動を公的資金が支えることともなるので、個人が政治資金を直接調達する必要性も減少すると考えられる。

したがつて、選挙制度の改革及び公的助成制度の導入とあいまつて、団体の寄付は、政党に対するものに限ることが適當である。ただし、選挙制度の改革後の政治活動の中心が政党へ移行するまでの間においては、政党以外の者に対する団体の寄付の取り扱いについて適切な経過措置が必要である。

(2) 将來の姿としては、政党がより近代化し、政党への相当規模の公的助成が行われ、政党の基盤が整備されるとともに、国民の政治意識が向上し、政党を中心には国民が政治参加する体制が確立し、政党の政治資金も個人の拠出により支えられるようになることが望ましい。

2 政治資金の調達主体

政治資金の調達をできるだけ政党に集中させることで、寄付枠の区分を改め、政党に対するものを独立させるとともに、政治家個人に対する寄付は一般の政治団体に対する寄付と同一の寄付枠とし、その限度を政党に対する寄付枠の二分の一とする。

これらの諸課題は、後に述べる政党に対する公的助成の問題とともに選挙との関連において政党の役割をどう考えるかということと深く関わる。したがつて、いやしくも最も自由でなければならない政治活動へ国家権力が介入することを慎むべきであるとの基本的立場に立つことはもとよりであるが、政党に対する法制の整備についても十分検討しなければならない。

参議院議員の選挙制度の在り方

国会が一院制をとっている趣旨を踏まえ、参議院議員の選挙制度について、早急に検討を進める。

第十一 政治資金管理制度の改革

政治資金は、民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の净財である。これを受ける側からみれば、政治活動の財政的基盤であるが、拠出する側からみれば、政治参加の一つの手段であり、したがつて、本来、自主性、自律性ができる限り尊重されるべきものであると考えられる。

1 政治資金バーイーの規制
政治資金バーイーについては、政治団体が開催してその収支を明らかにするようにするほか、バーイー券の購入限度の設定、バーイー券の大口購入者の公開等所要の措置をとるものとする。

2 政治資金の調達及び拠出
政治資金は、政治資金の改革に当たつては、政治資金の健全性を高め、政治資金についての理解を求めて最終的には選挙において国民の支持を得るために展開される。政治資金は、この政治活動に充てられるものあるので、選挙制度と密接な関連を有している。したがつて、選挙制度の抜本改革が行われる機会に、その改革と歩調をあわせて、政治資金制度の改革を行うことが適当であると考えられる。

第三 政治資金の公開及び規制の実効性の確保

1 政治団体の数の制限と収支の公開等
(1) 政治家を支援している政治団体（以下「関係政治団体」という）はその政治家を届け出るものとし、届け出があった場合にはその旨を公表する。
(2) 関係政治団体のうちの政治団体は、政治家の関係政治団体の収支を集計して報告する。

2 財團の強化
(1) 政治資金規正法違反をした行為者のほか、その企業、団体等を罰する。
(2) 寄付の制限に違反した寄付の受領者に對して没収または追徴を科する。
(3) 政治資金規正法違反をした者に對して民権を停止する。

3 資産公開等
政治資金は、国民が拠出した净財であることにかんがみ、これを他の資金と明確に区分し、拠出者の意思に即して適切に支出すべきことはいうまでもなく、いやしくも公私混同の疑惑等を生じさせ、政治に對する信頼をゆるがせるようなことがあつてはならない。このため、政治家の資産公開については、上に述べた基本的立場に立つて、国会において適切な措置がとられることが期待される。また、政治資金による株取引等の禁止及び政治団体の資産公開を行う。

第四 政治活動に対する公的助成及び政党に開する法制

1 基本的考え方

政治活動は、國家意思の形成に資するものであり、その意味で公的性格を有すること、

しかしながら、今日、政治にかけられる金があまりにも巨額になったこともあって、政治と金との関係をめぐり政治に対する国民の不信が高まってきた。もとより、政治倫理が政治に対する信頼の基盤であることは言うまでもないが、政治倫理確立に資する見地から、政治に関する諸制度の改革を行うことも重要である。

議会制民主政治においては、政治活動は、政治家、政党等が正しいと信じる政治目標や政策の実現を期して、国民に普及宣伝し、その理解を求めて、最終的には選挙において国民の支持を得るために展開される。政治資金は、この政治活動に充てられるものあるので、選挙制度と密接な関連を有している。したがつて、選挙制度の抜本改革が行われる機会に、その改革と歩調をあわせて、政治資金制度の改革を行うことが適当であると考えられる。

政治資金制度の改革に當たつては、政治資金の公開性を高め、政治資金についての理解の実効性を確保するなど所要の措置をとるべきである。

政治資金は政党を中心とするとともに、さらに政治資金の公開性を高め、政治資金についての規制の実効性を確保するなど所要の措置をとるべきである。

政治資金の公開性を高め、政治資金についての理解の実効性を確保するなど所要の措置をとるべきである。

政党政治の健全な発達を期するためには、政治活動の公正と政党間の機会均等を図ることも、政治活動に必要な財政基盤を強化することが必要であること、政治資金の調達をめぐる国民の不信を生ぜしめないようにするためには、政治活動に対して公の資金を提供することも必要であると考えられることから、政治活動に対して公費負担をする必要性があると認められる。

公費負担の導入については、国民の理解が必要であるが、選挙制度の改革、政治資金の支出の抑制、公開及び規制の実効性の確保、連座制その他腐敗行為等防止措置の強化などにより、公費負担の導入について国民の理解を得るうえでの環境が整うと考えられる。

二 公的助成の導入

選挙制度の改革により選挙や政治活動が政党中心に行われるようになることなどを勘案して、政党への公的助成を行うこととすることが適切である。

三 公的助成の内容及び政党に関する法制の整備

1 政治活動に対する公的助成の内容は、国会議員の議員活動に対する公費負担の措置状況、選挙公営のあり方との関連も踏まえ検討することが必要である。

参考議院議員の選挙制度の改革及び政党に対する公的助成等についての答申

一九九〇年七月三日 (第八次選挙制度審議会第二次答申)

本審議会は、昨年六月「選挙制度及び政治資金制度の根本的改革のための方策を具体的に示されたい」との諮問を受け、本年四月に選挙制度及び政治資金制度の改革についての答申を行った。

その後、引き続き参議院議員の選挙制度のあり方並びに政党に対する公的助成及び政党に関する法制について審議を重ねてきたが、その結果、下記のとおりの結論を得たので、ここに答申する。

本審議会としては、この答申に掲げる改革が、四月に答申した選挙制度及び政治資金制度の改革と併せて、一体として速やかに実施されることを期待する。

第一 参議院議員の選挙制度反の改革案

一 望ましい選挙制度のあり方

1 日本国憲法の定める二院制の下において、参議院に期待されている役割は、衆議院に対する抑制・均衡・補完の機能を果たすことによって国会の審議を慎重にし、国民代表

この場合、国会議員の議員活動に対する公費負担が現状において必要を満たすものであるかどうか関係者によって十分検討されることが期待する。

2 政党への公的助成に当たっては、公的助成の対象となる政党の要件、公的助成の総額、配分基準その他必要な事項を定めた法律をもって国民に明確にすることが必要である。

3 具体的内容については、立候補届け出が認められる政党の要件、政党中心の選挙を実現するうえで期待される政党の役割なども関連して、引き続き検討する。

第五 選挙の府腐敗行為に対する制裁の強化

一 基本的考え方

政治家の寄付については、罰則及び公民権の停止という厳しい制裁をもつて禁止されているところであるが、選挙制度の改革の趣旨を実現するためには、これにあわせて、選挙の腐敗行為を防止するための厳正な措置をとる必要がある。

二 連座制の強化

1 連座制の対象となる者の範囲の拡大

機関たる国会の機能を遺憾なく發揮せしめることがあると考えられる。

しかるに、参議院については、その審議が衆議院と異なる独自の立場に立って行なわれていることは必ずしも言い難い、参議院においても政党化が進み、参議院の独立性・自主性を發揮することが困難となっているなどの批判があり、また、このことは参議院の現行選挙制度に由来しているのではないかとの指摘もなされている。

すなわち、参議院が憲法によって期待されている役割をよく果たすためには、衆議院議員とは異なる選挙の仕組みによって参議院議員が選出されることにより、衆議院とは異なる面からの民意が代表されることになつていること、また、政党間の論議の場である衆議院とは異なり、参議院においては、その議員が所属政党の拘束からできる限り離れて行動することにより、その独立性を發揮できるようになること、すなわち参議院の政党化をできる限り抑制することが必要であると考えられる。

これを選挙制度の面から言えば、参議院については、衆議院のみによつては必ずしも十分に代表されない国民各層の意見を反映する

候補者の親族に加えて、立候補予定者の親族を連座制の対象とともに、候補者及び立候補予定者の秘書を連座制の対象とする。

2 連座が適用される候補者に対する措置の内容の強化

候補者に対する制裁を及ぼすべきでないと認められる場合には、免責する。

3 免責規定

連座裁判の促進を図るため、裁判所に選挙違反事件に専念できる部を設け、当事者の協力を得て迅速な審理を行なうことなど適切な改善措置がとられることを期待する。

4 連座裁判の促進

候補者に対する制裁を及ぼすべきでないと認められる場合には、免責する。

3 免責規定

連座裁判の促進を図るため、裁判所に選挙違反事件に専念できる部を設け、当事者の協力を得て迅速な審理を行なうことなど適切な改善措置がとられることを期待する。

2 連座が適用される候補者に対する措置の内容の強化

候補者及び立候補予定者の親族を連座制の対象とともに、候補者及び立候補予定者の秘書を連座制の対象とする。

3 免責規定

連座裁判の促進を図るため、裁判所に選挙違反事件に専念できる部を設け、当事者の協力を得て迅速な審理を行なうことなど適切な改善措置がとられることを期待する。

4 連座裁判の促進

公職選挙法に違反した者のうち特定の者は刑罰を科すことなく公民権停止等の資格はく奪を行うこと、連座による当選無効等の処分を刑事裁判とは別に迅速に処理することなど制裁強化のための新たな措置については、司法制度の基本的あり方との関係もあり、引き続き検討することが適切である。

三 制裁強化のための新たな措置

ため、特に職域的な代表や専門的知識・経験に優れた人材が選出されるようなものとする必要があるとともに、参議院の政党化をできる限り抑制することができるようなものとすることが必要である。

なお、参議院の独立性を發揮するためには、選挙制度においてのみならず、その運営においても、議員に対する党議拘束の緩和、常任委員会の制度と運営の見直し、参議院独自の調査会の一層積極的な活用などの方策についても十分に検討される必要がある。

2 本審議会は、以上のようないくべき参議院議員の選挙制度のあり方としてどのような制度が望ましいかをめぐり審議を行つた。

望ましい選挙制度のあり方としては、①候補者推薦制をとること、②都道府県を代表する議員を選出する選挙のみとすること、③広域のブロック単位の選挙のみとすること、④全国単位の選挙のみとすること、⑤都道府県単位の選挙と広域のブロック単位または全国単位の選挙とを組み合わせることなど様々な方策が取り上げられ、これらの方策について検討を行つた。

まず、候補者推薦制とは、民主的かつ公正な組織による一定の推薦母体が憲法の定めて

いる一院制下における参議院の議員としてふさわしいと認めて推薦した候補者について国民が選挙する制度である。国民による選挙の過程の中に推薦母体による候補者の推薦という要素が加わることにより、職域的な代表や専門的知識・経験に優れた人材の選出、衆議院とは異なる面からの民意の代表及び参議院の政党化の抑制などが期待されることから、推薦母体の構成の問題なども含めてこの推薦の制度がうまく機能するのであれば、候補者推薦制度は参議院議員の選挙制度にふさわしい制度であるといつては可能である。

候補者推薦制度の具体的な仕組みをどのようにするかについては、候補者推薦制度は、候補者推薦制度上及び運用上の課題について憲法の規定との関係を含めて十分つめられる必要がある。

次に、都道府県を代表する議員を選出する選挙のみとすることについては、参議院議員は都道府県という地域の代表であるといつては様々な考え方があり、その制度化を図るために、推薦母体の構成や推薦手続などを制度上及び運用上の課題について憲法の規定との関係を含めて十分つめられる必要がある。

さらに、広域のブロック単位の個人名投票による選挙と都道府県単位の選挙を廃止して、これらの選挙のみを行うことも、これを結論とするには至らなかつた。

現行の選挙制度について特に問題とされているのは全国単位の選挙のやり方であり、あって都道府県代表の性格を持つ選挙区選挙を廃止して、これらの選挙のみを行うことも、これを結論とするには至らなかつた。

また、ブロック単位の選挙または全国単位の選挙のみを行うことについては、広域的な範囲から参議院議員にふさわしい人材を選出ししようとする考え方には基づくものであるが、現行の選挙制度について特に問題とされているのは全国単位の選挙のやり方であり、あって都道府県代表の性格を持つ選挙区選挙を廃止して、これらの選挙のみを行うことも、これを結論とするには至らなかつた。

さらに、広域のブロック単位の個人名投票による選挙と都道府県単位の選挙を廃止して、これらの選挙のみを行うことも、これを結論とするには至らなかつた。

また、ブロック単位の選挙または全国単位の選挙のみを行うことについては、広域的な範囲から参議院議員にふさわしい人材を選出ししようとする考え方には基づくものであるが、

現行の選挙制度について特に問題とされているのは全国単位の拘束名簿式比例代表選挙については、(1)参議院の政党化をさらに一層促進する結果をもたらしており、参議院にはふさわしくない。(2)「候補者の頭の見えない選挙」になつてゐる。(3)候補者名簿への登載やその順位の決定をめぐり問題が生じており、金のかからない選挙を実現するという所見が生じることは避け難いことなどから、これを結論とするには至らなかつた。また、現行比例代表選挙に代わる全国単位の個人名投票による選挙と都道府県単位の選挙を組み合わせること、また、そのような区域の変更のみでは弊害が生じることは避け難いことなどから、これを結論とするには至らなかつた。また、現行比例代表選挙を廃止して都道府県単位の選挙区選挙のみとしたうえで、各都道府県の定数を一律一人とすることなどにより、総定数

を大幅に削減すべきであるとの考え方や、比例代表選挙と選挙区選挙との間の定数配分を見直すことにより総定数を削減すべきであるとの考え方も出された。

二 現行選挙制度の見直し

本審議会は、参議院議員の選挙制度の望ましい改革の方策について上記のとおり検討を行つたが、その経過を踏まえて、それとともに現行の制度について指摘されてゐる諸点を是正するための改善の方策を考えることとし、その方策について検討を行つた。

現行の全国単位の拘束名簿式比例代表選挙については、(1)参議院の政党化をさらに一層促進する結果をもたらしており、参議院にはふさわしくない。(2)「候補者の頭の見えない選挙」になつてゐる。(3)候補者名簿への登載やその順位の決定をめぐり問題が生じており、金のかからない選挙を実現するという所見が生じることは避け難いことなどから、これを結論とするには至らなかつた。また、都道府県単位の選挙区選挙については、かねてから少なくとも議員定数と人口の「逆転現象」は速やかに解消すべきであるとの指摘がなされてきている。

これらの問題点を解決する見地から、現行の参議院議員の選挙制度を改善するための具体的な方策としては、次によることが適当であると考える。

1 比例代表選挙

現行の比例代表選挙について指摘されていいる問題点は、主として、政党名投票の絶対拘束名簿式がとられていることにその原因があると考へられるので、これを改善する方策としては、個人名投票の導入を基本とすべきである。その場合の具体的な仕組みは次のとおりである。

(1) 投票は候補者名を記載して行なうが、政党名を記載することも認めるものとする。

(2) 候補者名の投票及び政党名の投票を政党ごとに集計し、その結果に基づき各政党の当選者数を決定する。

(3) 当選人の決定は、政党ごとに、候補者の得票数の順により行なう。

(4) 候補者は政党が候補者名簿に記載した者とするが、候補者名簿には当選人となるべき順位は付さないものとする。

なおこの場合、選挙が全国を区域として行われることにかんがみ、旧全國区制の下において指摘された問題点に配慮し、候補者個人が行う選挙運動は、現在政党に認められているような選挙運動の方法によることを基本として検討すべきである。

また、候補者名簿を届け出しができる政党の要件について、公的助成の対象となる政党の要件を勘案して得票率要件を見直すとともに、政党における候補者選定に関する手続きの届け出及び公表、選挙における公費負

担の仕方などについて所要の検討を行うべきである。

2 選挙区選挙

選挙区選挙における議員定数と人口との不均衡を是正するため、選挙区別定数の再配分を行うものとする。

定数配分の方法は、現行の総定数及び選挙区選挙の定数を前提として、選挙区選挙の都道府県代表的な性格を考慮し、まず各都道府県に一人の定数を割り振ったうえ、残りの定数を人口比例により各都道府県に割り振るものとする。この場合において、選挙区定数の激変が生じないようすべきであるとの考え方もあるが、定数配分は明確な基準によることが適当であるとの考え方によることとした。

なお、選挙区別定数については、十年ごとを目途に見直しを行うものとする。

強化などの制度改革と一体として実施すべきものである。

一 公的助成の対象となる政党の要件等

政党に対する公的助成は、政党の機能や活動からみて、これにふさわしい政党を対象とすべきであり、具体的には、次のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 所属国会議員を五人以上有するものとする。この場合において、選挙区定数の増減が生じないようすべきであるとの考え方もあるが、定数配分は明確な基準によることが適当であるとの考え方によることとした。

(2) 所属国会議員を有し、かつ、直近において行なわれた衆議院議員総選挙または参議院議員選挙のいずれかの選挙における得票率が全国を通じて一百分の一以上のものとし、届け出があった場合には、これを公表する。

第一一 政党に対する公的助成

政党に対する公的助成は、先の答申において、選挙制度の改革により選挙や政治活動が政党中心に行われるようになること、政治資金制度の改革により政党以外のものに対する企業等の団体の寄付は認められなくなることなどを勘案して行なうこととしており、本審議会の答申に基づく選挙制度の改革、政治資金制度の改革、選挙の腐敗行為に対する制裁の

二 公的助成の総額

1 公的助成の総額は、政党の政治活動に必要な財政基盤を強化するとともに、公の資金の提供により政治資金の調達をめぐる様々な問題を解決しうる程度の十分な額とすることが必要である。

したがつて、公的助成の総額は、最近にお

ける政黨の政治資金の純支出額を基本に、これに新しい制度の下において現在の個々の政黨家の政治活動を政黨が代わって行うこととなることなどを考慮し、あわせて政黨が過度に国家に依存することとならないよう留意して定めることとし、この場合、西ドイツやスウェーデンなどの諸外国の政黨に対する公的助成制度における国民一人当たり助成額などを勘案することが適当である。

2 選挙制度及び政治資金制度の改革が行われ、一定期間が経過した後には、公的助成の総額について、新しい制度の下における政党や政黨家の政治活動の実態、政黨財政の状況、団体の寄付の状況などを考慮し、所要の検討を行なうべきである。

三 公的助成の配分基準

政黨への公的助成の配分は、政黨の所属国議員数及び国政選挙における得票率によるものとし、それぞれ二分の一ずつの割合とすることが適当である。

四 使途の公表及び確認措置

政黨への公的助成の配分は、政黨の所属国議員数及び国政選挙における得票率によるものとし、それぞれ二分の一ずつの割合とすることが適当である。

ものも、候補者名簿を届け出ができるものとする。

1 政党中心の選挙においては、政党的行う候補者の適正な選定が重要であり、これが適切な手続きに基づき行われることが必要である。

2 衆議院小選挙区選挙において候補者を届け出ようとする政党及び衆議院比例代表選挙において候補者名簿を届け出ようとする政党は、あらかじめ候補者選定に関する手続きを定め、かつ、これを届け出るものとし、届け出があった場合には、これを公表する。

3 候補者届け出及び名簿届け出の際に、候補者選定の経過及びそれが定められた手続きに基づいて適正に行われた旨の宣言書を提出するものとし、虚偽の宣言については罰則を設け、かつ、公民権停止の対象とする。

4 候補者選定が財産上の利益の收受や供与などによってゆがめられることのないよう、これらの行為については罰則を設け、かつ、公民権停止の対象とする。

三 政党的行つ選挙運動

1 衆議院小選挙区選挙において、政党の行う選挙運動が、政策本位、政党本位の選挙にふさわしいものとなるよう適切な措置をと

2 政党は、公的助成の使途を明らかにした収支報告を行うものとし、報告があつた場合は、これを公表する。

なお、収支報告の提出及び正確性を確保するため、収支報告の未提出、虚偽記載などの義務違反に対しては罰則を設けるとともに、公的助成の停止など所要の措置をとるものとする。

3 公認会計士等の監査の活用などにより、政党における監査制度の整備を図るものとする。

4 政黨家の資産公開については、先の答申でも述べたところであるが、公的助成により国民の負担した税金が政黨を通じて個々の政黨家の政治活動を支えることとなることから、政治資金を他の資金と明確に区分し、適切に支出することについて国民の関心もより高まると考えられるので、政黨家の資産公開について関係者において適切な措置がとられることが期待する。

5 国会議員の議員活動に対する公費負担にこたえるよう、政黨の負託秘書の増員及び政治活動に必要な執務スペースの確保のための議員会館の整備を図る必要があると考えられるので、関係者において適切な措置がとられることが期待する。

企業等の団体の寄付については、先の答申において、選挙制度の改革及び公的助成制度の導入とあいまって政党に対するものに限りとしていたところであるが、団体の寄付を受けることができる政党の要件は、公的助成の要件等

第一二 選挙制度改革案に伴う政党に關する法制の整備
1 衆議院小選挙区選挙において候補者を届け出ができる政党は、その機能や活動からみて、政策を掲げて選挙を争うにふさわしいものであるべきであり、具体的には、所属国会議員を五人以上有するものまたは直近において行われた衆議院議員選挙もしくは参議院議員通常選挙のいずれかの選挙のにおける得票率が全国を通じて一%以上のものとする。

2 衆議院比例代表選挙においては、小選挙区選挙において候補者を届け出ができる政党のほか、当該比例代表選挙区においてその定数の一割以上の数の候補者を有する

るものとする。

二 候補者選出手続き

1 政党中心の選挙においては、政党的行う候補者の適正な選定が重要であり、これが適切な手続きに基づき行われることが必要である。

2 衆議院小選挙区選挙において候補者を届け出ようとする政党及び衆議院比例代表選挙において候補者名簿を届け出ようとする政党は、あらかじめ候補者選定に関する手続きを定め、かつ、これを公表する。

3 候補者届け出及び名簿届け出の際に、候補者選定の経過及びそれが定められた手続きに基づいて適正に行われた旨の宣言書を提出するものとし、虚偽の宣言については罰則を設け、かつ、公民権停止の対象とする。

4 候補者選定が財産上の利益の收受や供与などによってゆがめられることのないよう、これらの行為については罰則を設け、かつ、公民権停止の対象とする。

5 衆議院比例代表選挙において、政党的行つ選挙運動

1 衆議院小選挙区選挙において、政党の行う選挙運動が、政策本位、政党本位の選挙にふさわしいものとなるよう適切な措置をと

一九八九年五月一九日

第一 政治改革の考え方 (略)

第一 政治改革の内容

- 1 政治倫理の確立 (略)
- 2 政治資金をめぐるあたらしい秩序
 - (1) 節減・公正・公開のあたらしいルール
 - (2) 「出」の抑制 (略)
 - (3) 「入」の改革
 - (4) 援助 (略)
- 3 株取引の規制 (略)
- 4 パーティの自肅と新たな規制 (略)
- 5 政党への寄付の集中と議員活動への援助 (略)
- 6 国会議員への公的援助の拡大と国庫補助を中心とした政党法の検討
- 7 國會議員にたいし、現在は歳費のほか文書通信交通費、秘書一人の給料、さらに各会派には立法事務費などが国庫より交付されているが、今後、航空運賃の補助の拡大、立法事務費の一定額を個人に交付するなどの改善によって、日常の政治活動経費のおおむね二

分の一を目標に公的援助の拡大をはかる。さらに中長期的には、選挙制度の抜本改革によって、政党の公的役割のいっそうの増大が予想されることから、主として国庫補助を内容とする政党法の検討にはいる。そのさい、公的資金の拡大が政党活動の制約をまねくことなく、あくまでその自由を保障する措置を講ずることに留意する。

政治改革を達成し、的確に民意を反映した政治の安定に役立ってきたが、金のかかる選挙制度の改革を欠かすことはできない。なかでも衆議院中選挙区制は、これまでわが国の政治の発展に大きな影響を与えてきたが、金のかかる選挙、政党間の政策競争の欠如をまねくなど、政治のさまざまな面で問題を生んでいた。さらに、議員総定数や選挙区間の格差、衆議院と参議院の機能のあり方にも国民からつよい批判を受けていた。

なお、選挙違反にたいする連座制の強化その他罰則の強化や、選挙裁判の迅速化も急務

である。あわせて選挙の実態を十分ふまえて現行の選挙運動の規制を見直すことが必要である。

(1) 衆議院の改革
① 総定数の削減
われわれは、すでに三公社の民営化、公務員の削減など、簡素で効率的な行政の実現をめざす行政改革を実行にうつした。

また、地方議会における議員数は削減の努力がかねられ、法律で定める議員定数よりかなり下回っている。このため、現行選挙制度では、公選挙法の附則による定数を削減して、議員総定数を少なくとも本則の四七一までとすることを決意し、目標とする時期を定めたうえ、段階的に着実に実施する。

さらに、選挙区制の抜本改革とともに議員総定数は四七一以下を目標となる。議員総定数は四七一以下を目標とする。

正 (2) 格差是正

昭和六一年五月の国会決議にもあるとおり、選挙権の平等の確保は憲法の精神にもとづく議会制民主政治の基本

であり、議員定数の適正な配分についてめなければならない。

そのため、都道府県間の格差を二倍未満とするなどを目標とし、選挙区間格差もできるかぎり是正することを基

選挙区制の抜本改革

政治改革の柱となる主要課題のおおくは、いずれも中選挙区制の見直しと分かちがたい関係にある。したがってわれわれは、政治改革の根本にこの問題をすえ、現行中選挙区制の抜本的な見直しをおこない、あらたな選挙制度への移行をめざす。

選挙区制下においては、政党本位

ではなく、個人中心の選挙となりがちである。多数党をめざすかぎり、おなじ政党のなかでの同士討ちはさけられないと、このことは、日常政治活動や選挙運動の重点を政策以外におく傾向に拍車をかけ、利益誘導の政治や、後援会組織の維持と膨大な有権者への手当のため、多額の金がかかる選挙を生む原因となつた。さらに、これらが高じ、政治腐敗の素地をまねくなど、国民の代表として行動すべき政治家の資質、活動のかなりの部分をそこなうにいたつている。

一方で、この制度における与野党の勢力も永年固定化し、政権交代の可能

性を見いだしにくくしている。こうした政治における緊張感の喪失は、党内においては派閥の公然化と派閥資金の肥大化をさそい、議会においては政策論議の不在と運営の硬直化をまねくなど、国民の視点でなされるべき政党政治をほんらいの姿から遠ざけている。選挙区制の抜本改革は、現行制度のなかで永年過半数を制してきたわが党にとって、痛みをともなうものである。しかしわれわれは、国民本位、政策本位の政党政治を実現するため、小選挙区制の導入を基本とした選挙制度の抜本改革にとりくむ。そのさい、少數世論も反映されるよう比例代表制を加味することも検討する。

参議院の改革

(1) 参議院の独自性の発揮
参議院の役割は、衆議院に対する抑制・均衡・補完の機能を通じて、衆議院とは異なる役割をはたすことにある。

参議院に期待される独自性とは、(イ)長期的・総合的な視点に立つことと(ロ)衆議院のみでは十分に代表されない国民各層の利益や意見を反映すること(ハ)議員各自の意見をできるかぎり尊重し、反映することなどである。われわれは、院制の本来のあり方を

とりもどし、参議院先議案件の増加、国政の基本事項に関する調査会の活用などによって、参議院の独自性をたかめるための改革をすすめる。

(2) 現行比例代表制の改革
現行比例代表制は、全国区制のかかれていた選挙を目的としたが、現実には名簿登載者の選定や順位の決定が非常に困難であること、国民と候補者とのむすび入され、金のかからない、政党本位の選挙を目的としたが、現実には名簿登載者の選定や順位の決定が非常に困難であること、国民と候補者とのむすびつきがうすく国民になじみにくうことなどの問題があり、当初の期待が十分には達成されていない。

したがって、現行比例代表制について抜本的に改革する。

(3) 総定数の削減と定数配分の不均衡は参議院議員の総定数は現在、公職選挙法本則の一五二となつていてが、比例代表制の改革とあわせ、その積極的な削減を検討する。

また、選挙区間の定数配分については、参議院が半数改選制であること、地域代表的性格がつよいことなども考慮に入れる必要があり、衆議院と同様に論じることは出来ないが、おおむろく都道府県間で、いわゆる逆転が生まれているところがあるので、われわれは総定数の削減とともに、選挙区間の定

第八次選挙制度審議会に参加しているマスコミ各社幹部

マスコミ各社幹部（肩書は就任時）

会長＝小林与三次（日本新聞協会会長、読売新聞社長）
 委員＝新井 明（日本経済新聞社長）
 川島正英（朝日新聞編集委員）
 清原武彦（産経新聞論説委員長）
 斎藤 明（毎日新聞論説委員長）
 中川 順（テレビ東京会長）
 成田正路（N H K 解説委員長、現在考査室長）
 播谷 実（読売新聞論説委員長、現在調査研究本部長）
 山本 朗（中国新聞社長）
 屋山太郎（元時事通信論説委員）
 内田健三（元共同通信論説委員長）

6 5 4

数配分の不均衡是正についても、早急に具体的な作業に着手する。
 國会の活性化（略）

地方分権の確立（略）

第二二 政治改革の手順と推進体制

(1) 政治改革の手順

① 今国会中に措置すべき当面の課題

(イ) 法改正などによる事項

- ・行為規範、政治倫理審査会の改正強化
- ・国會議員などの資産公開法制定
- ・冠婚葬祭などの寄附禁止の罰則の対止
- ・象範開拓大強化
- ・名刺広告およびポスターなどの規制
- ・政治資金による投機的な株取引の禁止
- ・政治献金の公開基準の見直し
- ・バーティ券の大口購入の規制およびバーティ券の明確化など

(ロ) 主な党内事項

(ア) 政治改革の手順

(イ) 改正法などによる事項

・政黨法の検討
 ・衆議院議員総定数の削減と格差是正の不均衡是正
 ・衆議院の政党本位の選挙制度への移行
 行
 ・参議院比例代表制の改革・國会改革に必要な改善措置
 ・派閥の弊害除去と解消への努力
 ・選挙運動の見直し
 ・主な党内事項
 行
 ・候補者決定ルールと人材登用
 ・養成システムの確立
 ・人事の活性化と信貢必罰の徹底
 ・族議員・議員連盟への歟止めの措置
 ・と政策立案機能の強化
 ・選挙区制の抜本改革にあたっては、どくに政党や個々の議員に直接おおきな影響を与える選挙区割などについて、権威ある専門家による政府の第三者機関にたいし、あらかじめ、答申の趣旨にしたがう國会決議をおこなつた上で詰問して、その結論を実行する。また、國会改革についても与野党の合意を得て、兩院議長が詰問する臨時の第三者機関の設置を検討する。

右のうち、法制化が必要な課題は、國会開設百年にあたる明年十一月までを目途に法律を成立させる。党内の課題については實現にむけ、すみやかに検討にはいる。

（2）推進体制

① 政治改革推進本部の設置

党内に政治改革推進本部を設置し、全党的なとりくみによつて改革の実現をはかる。推進本部内には、選挙制度と政治資金制度、党改革および国会改革などの課題をあつかう部会をもうけるための積極的な国民運動を展開する。

（3）国民運動の展開

政治改革の推進にあたっては、国民の支援が最大の原動力となる。そのためわれわれは、まず政治改革推進本部のもとに党内各機関・各組織を結集し、党員ひとりひとりに改革への自覚を徹底したうえで、全党員が使命觀をもつて各界各層との卓の根的対話をすすめ、ひろく国民に理解と協力をもとめるなど、改革を国民とともにしなじとげるための積極的な国民運動を展開する。

る。

（2）第二者機関による審議とその結論の

尊重

る。

朝日新聞	73年4月29日 「党略的な選挙法改正に反対する」
	同年5月10日 「首相は選挙区制の変更を断念せよ」
	↓
読売新聞	90年4月27日 「政治刷新の原点を忘れるな」
	73年4月 9日 「選挙制度の改正は筋を通せ」
	同年5月 9日 「選挙制度改正の見送りは当然」
	↓
	90年4月27日 「答申実行へ政治生命を賭けよ」
	同年5月11日 「首相の決意表明支持する」

自民党「基本要綱」党議決定まで

（一九九〇年）

1・20 自民党大会、選挙制度改革を決定

3・27 自民党、改革推進本部を改革本部に名称変更

4・26 八次審第一次答申

5・7 海部首相、党最高顧問に協力要請

5・8 海部首相、衆参両院議長に協力要請

5・11 海部首相、閣僚の協力要請

5・15 海部首相、野党党首と会談、協力を要請

6・13 自民党、各都道府県政治改革推進委員長会議

6・15 自民党、政治改革本部、選挙制度調査会合同会議開始

6・26 小選挙区制・政党法に反対する中央連絡会議発足

7・10 海部首相、各派閥の会長、事務総長に協力要請、「国民へのよびかけ」発表

7・25 自民党、各県政治改革会議開始

7・31 八次審第二次答申

9・1 自民党海外視察団第一陣出発

10・10 自民党当選回数別議員懇談会開始

10・14 小沢自民党中央幹事長、ブロック別懇談会開始

11・10 自民党政改本部・選挙制度調査会合同会議始まる

11・16 自民党「政治改革基本要綱草案」決定

12・27 自民党政調審議会、「政治改革基本要綱」を了承

12・25 自民党政務会、「基本要綱」を了承、党議決定となる

12・28 海部首相、野党党首と「政治改革」で第一回会談

- 4・27 社会経済国民会議「政治改革に関する提言」
11・6 竹下内閣成立
6・18 リクルート事件発覚（朝日新聞）
7・19 行革推進五人委、「立法府の改革を」
11・17 自民党最高顧問会議、「選挙制度改革を」
1・4 経済同友会、政治改革の提言
1・12 自民党政改委員会（後藤田正晴委員長）発足
1・27 政治改革に関する有識者会議発足
1・27 政治改革に関する有識者会議、「提言」提出
5・19 自民党「政治改革大綱」発表
6・3 宇野内閣発足
6・19 経済五団体首脳、自民に政治改革に関する十項目の要求
6・22 自民党政改推進本部（伊東正義本部長）発足
6・28 第八次選挙制度審議会発足
7・24 参議院選、自民党過半数割れ
8・9 海部内閣発足
11・29 自民党「政治改革推進重点項目」

- 1・4 立候補は政党の届け出による。ただし、個人立候補も認める。
1・20 自民党大会、選挙制度改革を決定
3・27 自民党、改革推進本部を改革本部に名称変更
4・26 八次審第一次答申
5・7 海部首相、党最高顧問に協力要請
5・8 海部首相、衆参両院議長に協力要請
5・11 海部首相、閣僚の協力要請
5・15 海部首相、野党党首と会談、協力を要請
6・13 自民党、各都道府県政治改革推進委員長会議
6・15 自民党、政治改革本部、選挙制度調査会合同会議開始
6・26 小選挙区制・政党法に反対する中央連絡会議発足
7・10 海部首相、各派閥の会長、事務総長に協力要請、「国民へのよびかけ」発表
7・25 自民党、各県政治改革会議開始
7・31 八次審第二次答申
9・1 自民党海外視察団第一陣出発
10・10 自民党当選回数別議員懇談会開始
10・14 小沢自民党中央幹事長、ブロック別懇談会開始
11・10 自民党政改本部・選挙制度調査会合同会議始まる
11・16 自民党「政治改革基本要綱草案」決定
12・27 自民党政調審議会、「政治改革基本要綱」を了承
12・25 自民党政務会、「基本要綱」を了承、党議決定となる
12・28 海部首相、野党党首と「政治改革」で第一回会談

自民党「政治改革基本要綱」（抜粋）	
【選挙制度の改革について】	
一、衆議院選挙制度の改革	
一、選挙制度の基本	
小選挙区比例代表並立制とする。	
二、定数	
1、選挙区	
（1）定数（三〇〇人）のうち、四七人を都道府県に一人ずつ割り振る。残りの定数（二五三人）は、人口に応じて各都道府県に割り振るものとする（最大剩余法）。（別表参照）	
（2）各選挙区間の人口の格差は、一对二未満とすることを基本原則とする。	
（3）区割りの具体的基準は選挙制度審議会の答申に準拠する。なお、区割りの具体案は選挙制度審議会に委ねることとする。	
（4）十年ごとに、国勢調査の本調査年の人口を基本として見直しを行ふものとし、そのため、常設の選挙区割り委員会を設置する。なお、第一回の見直しは、平成十二年の国勢調査に基づいて行う。	
2、立候補	
（1）立候補は政党の届け出による。ただし、個人立候補も認める。	
（2）候補者名簿の届出ができるのは、次のいずれかに該当す	

- （1）立候補は政党の届け出による。ただし、個人立候補も認める。
（2）候補者名簿の届出ができるのは、次のいずれかに該当する。
（1）立候補は政党の届け出による。ただし、個人立候補も認める。
（2）候補者名簿の届出ができるのは、次のいずれかに該当する。
（1）立候補は政党の届け出による。ただし、個人立候補も認める。
（2）候補者名簿の届出ができるのは、次のいずれかに該当する。

る政党とする。

①所属国会議員五人を以上有するもの

②直近において行われた衆議院議員の総選挙または参議院議員の通常選挙のいずれかにおける得票率が全国を通じて一%以上のもの

③三五人以上の候補者を有するもの

(3) 小選挙区選挙の候補者を同時に候補者名簿に登載できるものとする。

(4) 候補者名簿には当選人となるべき順位を付さなければならぬものとする。

(5) (3) の重複立候補者は同一順位とすることができる。

3、投票

政党名投票とする。

4、当選人

(1) 政党の当選人数の決定

①得票率が二%に達しなかつた政党に対しては、議席の配分は行わないこととする。

②(1)により議席の配分が行われないこととされた政党を除いて、各政党の得票数に応じて当該政党の当選人数を定める。

(2) 当選人の決定

①小選挙区選挙で当選した者は候補者名簿から除外する。

②当選人は、候補者名簿に付された順位により定める。

③同一順位の重複立候補者の当選順位は、各候補者の小選挙区選挙における得票率の高さによることとする。

5、選挙運動

1の決定と合わせ、別途検討するものとする。

二、参議院選挙制度の改革

1、政治改革の精神に則り、現行憲法下における二院制の目指すべき参議院選挙制度のあり方に配意し、選挙制度審議会の答申を踏まえ、抜本的な改革について引き続き検討する。

2、平成四年施行の第十六回参議院議員通常選挙は、基本的に現行制度で行うものとする。(以下略)

【政治資金制度等の改革について】

一、政治資金制度の改革

1、企業・組合等の団体の寄附は、選挙制度の改革および公的助成制度の導入とあいまって、政党に対するものに限る。

ただし、五年間に限り、政党以外の者に対する寄附を認め、その限度を通減させる経過措置をとる。五年間経過後も、当分の間、三、2、の資金調達団体に対して公開を条件に、月額三万円までの少額の企業・組合等の団体の献金を認める。

団体寄附を受けることができる政党の要件は、公的助成の対象となる政党の要件と同一とする。

2、寄附枠の区分を改め、政党に対する寄附枠を独立させるとともに、政治家個人に対する寄附は一般の政治団体に対する寄附と同一の寄附枠とし、その限度を政党に対する寄附枠の二分の一とする。

なお、政党以外の者に対する寄附枠の限度内において、政党に対する寄附を行うことができるものとする。

二、政治資金バーティー

1、政治資金バーティーは、政治団体が開催するものとし、一、〇〇〇万円以上の政治資金バーティーの收支を明らかにする。

2、政党については一五〇万円、その他については一〇〇万円を超えるバーティー券の同一の者による購入を禁止する。

3、六〇万円を超えるバーティー券の購入者の氏名等を公開する。

4、バーティー券の販売について公務員の関与を禁止する。

三、政治資金の公開等(略)

四、罰則の強化(略)

1、政治資金規正法をした行為者のほか、その企業、団体等を罰する。

2、寄附の制限に違反した寄附の受領者に対して没収または追徴を科する。

五、資産公開等

1、政治資金による株取引等の投機的取引を禁止する。

2、政治団体は、毎年、その主な資産について、その收支報告にあわせて報告し、これを公開する。

二、政党にたいする公的助成

一、政党に対する公的助成制度の創設

政党の政治活動の公的性格に鑑み、今回の選挙制度の改革、政治資金制度の改革の制度と一体として、政党に対する公的助成制度を創設する。

1、公的助成の対象となる政党の要件は、次のいづれかの要件を満たすものとする。

二、公的助成の対象となる政党の要件等

1、政党に対する公的助成制度の創設

政党の政治活動の公的性格に鑑み、今回の選挙制度の改革、政治資金制度の改革の制度と一体として、政党に対する公的助成制度を創設する。

1、公的助成の対象となる政党の要件等

1、公的助成の対象となる政党の要件は、次のいづれかの要件を満たすものとする。

三、公的助成の対象となる政党の要件等

1、政党に対する公的助成制度の創設

政党の政治活動の公的性格に鑑み、今回の選挙制度の改革、政治資金制度の改革の制度と一体として、政党に対する公的助成制度を創設する。

1、公的助成の対象となる政党の要件等

1、公的助成の対象となる政党の要件は、次のいづれかの要件を満たすものとする。

四、公的助成の配分基準

政党への公的助成の配分は、政党の所属国会議員数および国政選挙における得票率によるものとし、それぞれ二分の一ずつの割合とする。

五、用途の公表および確認措置

1、政党に対する公的助成の用途は、制限しない。

政党の政治活動の公的性格に鑑み、今回の選挙制度の改革、政治資金制度の改革の制度と一体として、政党に対する公的助成制度を創設する。

1、公的助成の対象となる政党の要件等

1、公的助成の対象となる政党の要件は、次のいづれかの要件を満たすものとする。

六、公的助成の対象となる政党の要件等

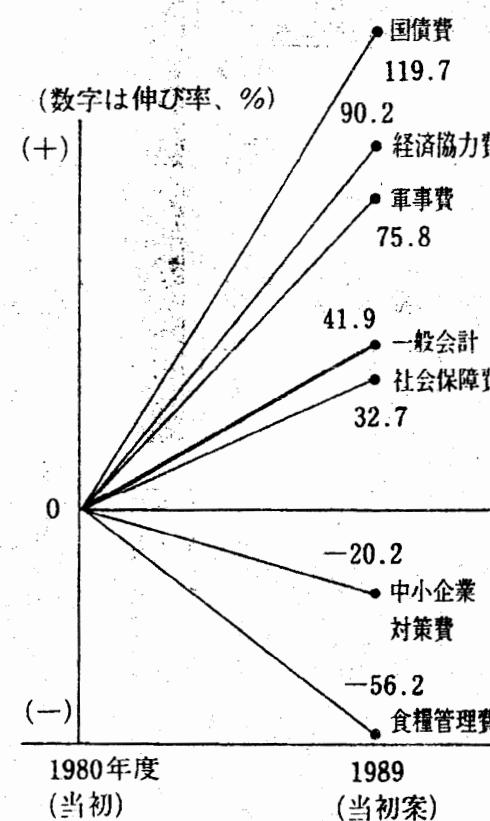
1、政党に対する公的助成制度の創設

政党の政治活動の公的性格に鑑み、今回の選挙制度の改革、政治資金制度の改革の制度と一体として、政党に対する公的助成制度を創設する。

1、公的助成の対象となる政党の要件等

1、公的助成の対象となる政党の要件は、次のいづれかの要件を満たすものとする。

予算で軍事費、経済協力費は超突出



(全商連資料より)

43 特集 るべき選挙制度とは

(三法と民主主義)
1990. 11

第一表 選挙制度の分類

		小選挙区制	中、大選挙区制
多 数 制	単純多数制 (単記)	パングラデッシュ、カナダ、フィジー、インド、マレーシア、ニュージーランド、パキスタン、南ア連邦、イギリス、アメリカ、シエラレオネ、スリランカ、ザンビア	日本
	絶対多数制 (単記)	ブルガリア、フランス、ハンガリー、ルーマニア、ソ連、チェコスロバキア	
	連記制		ヨルダン、クウェート、ボーランド、シリ亞、東ドイツ(旧)、ベトナム、チュニシア (全国区、リスト式) カメルーン、コートジボアール、セネガル
比例代表制			アルゼンチン、ベルギー、ブラジル、コスタリカ、デンマーク、西ドイツ(旧)、スペイン、フィンランド、イタリア、リヒテンシュタイン、オランダ、メルウェー、オーストリア、ポルトガル、スイス、スウェーデン (移譲式) アイルランド、イスラエル、オーストラリア、マルタ

[出所] 西平重喜『比例代表制』・中公新書・中央公論社・21頁。

[註] 西ドイツ(旧)は、小選挙区制を比例代表制に「併用」している。1990年10月3日に成立した「ドイツ連邦共和国」は、この旧西ドイツの方法を採用した。

新時代の課税



日本の民主主義と国民の

非課税

「へ」の課税小説が、今世
や大阪、東京、京橋の商業地
で大騒ぎが起る。なぜか、課税の
対象が過去の販賣額を超過
した大額課税だ。ついで、

日本全国の大企業は、この課税の
対象が年間の販賣額を超過して、
大額課税を課す。そのため、販賣額
が高まることで、その年の課税
額も高まることだ。

小説

「へ」は、大手企業の「販賣額」
が、年間の販賣額を超過して、
大額課税を課す。そのため、販賣額
が高まることで、その年の課税
額も高まることだ。

大手企業

が、年間の販賣額を超過して、
大額課税を課す。そのため、販賣額
が高まることで、その年の課税
額も高まることだ。

中小企業

が、年間の販賣額を超過して、
大額課税を課す。そのため、販賣額
が高まることで、その年の課税
額も高まることだ。

個人事業主

が、年間の販賣額を超過して、
大額課税を課す。そのため、販賣額
が高まることで、その年の課税
額も高まることだ。

外商

が、年間の販賣額を超過して、
大額課税を課す。そのため、販賣額
が高まることで、その年の課税
額も高まることだ。

「非課税」狭め大増税

業者には記帳義務、罰則の網

課税

を超過すれば、導入後、免課
税の範囲が拡大され、非課税業
者も課税対象にされ、課税額も
これまでよりも多くなる。

税理士

が、非課税ではないため課税回
数が増加するため、課税額も
これまでよりも多くなる。

税理士

（全商連資料）

83	82	76 75
11 28	2 11 8 7 6 4 4 2 1 9 2 20 8 19 28 15 17 22	3 9

(司独は第一次～第19次の国会要請、署名120万を提出)

警 察 拘 禁 二 度 の 廃 案 の 歴 史 案

日弁連が「刑事拘禁法要綱」を発表
法務大臣、法制審議会に諮問、監獄法改正
部会を設置。「監獄法改正の骨子となる要
綱」あとめて、法務大臣に寄申。この「要
綱」が法文化されて、「刑事施設法案」と
なる

が九六国会に提出
日弁連会長反対声明
パンフ「無実の声が届かない」を発行
刑事施設法案、留置施設法案の拘禁二法案
が九六国会で継続審議
九六国会で継続審議
法務省より意見交換会が提案
(84・11・19)で打ち切り
国会が解散、二法案が廃案

90 1 24	12 27	12 27	12 12 12 12 9 20 9 6	88 28 18 19 18 25	88 5 23	87 5 23	86 7 29

警察厅と日弁連が「留置施設」をめぐる意
見交換会と称して10回(87・4・23)。警
察厅が一方的に打ち切り
日弁連が法務省に意見交換の再開を申入れ
一〇八通常国会に監獄拘禁二法案を再提出
一二通常国会で二法案の審議(衆院本会
議)二法関連法案の趣旨説明、各党が代表
質問
拘禁二法に反対し代用監獄の廃止を求める
市民センターを結成(代表加賀川彦)
通常国会開会、二法案が継続審議
日弁連会長名で二法案反対の声明を発表
一一臨時国会が招集
衆院法務委員会で審議審議開始
事件関係者五十三名が「共同アピール」を
発表
四二五名の女性弁護士による「反対するア
ピール」を発表
国会が解散、二法案は再び廃案

(司法は第20次～第55次の国会要請、署名130万を提出)

声 明

本日、政府は、拘禁二法案を三たび国会に提出した。誠に遺憾な事態である。

拘禁二法案は、代用監獄の固定・強化をはかり、弁護人との接見交通に新たな制約を加えるとともに、未決既決ともに規律を優先させている。再提出にあたり、両法案に若干の修正が加えられたが、これらの根本的問題は少しも解消していない。

われわれは、被拘禁者の権利ひいては国民の人権を守る立場から、かかる二法案に反対してきた。とりわけ、昨年1月に廃案となつたあとは、国連被拘禁者人権原則の採択にともない法案を抜本的に見直すこと、また政府が国際的NGOから代用監獄や拘禁手続と処遇についての勧告を再々うけ、最近では国連人権委員会に日本の代用監獄も対象となる拘禁に関する調査・勧告部会が設置されるに至った情況などに鑑み、拘禁二法案を白紙にもどすことをくり返し政府に求め、再々提出に強く反対してきた。

他方、われわれ自らも国際的基準に則った新しい拘禁法案の策定作業に着手し、代用監獄の廃止については具体的要綱案を用意している。

政府が内外の批判やわれわれの意見にかかわらず、廃案となつた二法案をそのまま提出したことに対する抗議せざるを得ない。二法案を撤回するか廃案とし、国民各層の意見をとり入れるなど、新たな構想のもとで監獄法改正作業が速やかに再出発することを要望する。

1991年(平成3年)4月1日

日本弁護士連合会

会長 中坊公平

(救援新聞 1991.4.25)

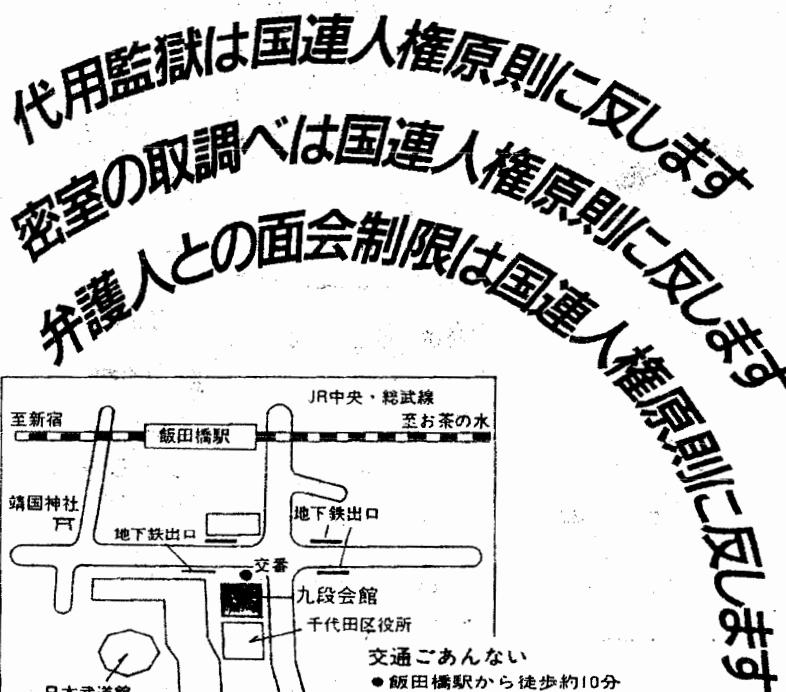
再々提出は内外の世論に背くもの

1988年、国連総会で「あらゆる形の拘禁・受刑のための収容状態にある人を保護するための諸原則」(国連人権原則)が日本を含む全会一致で採択されました。

1990年9月の国連犯罪防止会議で弁護士との自由な接見交通権が確認され、更に1991年1月、アムネスティ・インターナショナルが、3年間の調査をへて取調機関と拘禁機関を分離するよう我国に要請しました。

拘禁二法案反対の世論は、国内でも広がりつつあります。
①代用監獄は1日も早く廃止し、②弁護人との自由な接見交通権を確立し、③これら国際世論に背を向けている拘禁二法案は抜本的に見直し、より良い監獄法改正作業に着手すべきです。

日本弁護士連合会は拘禁二法案の再々提出に反対します。



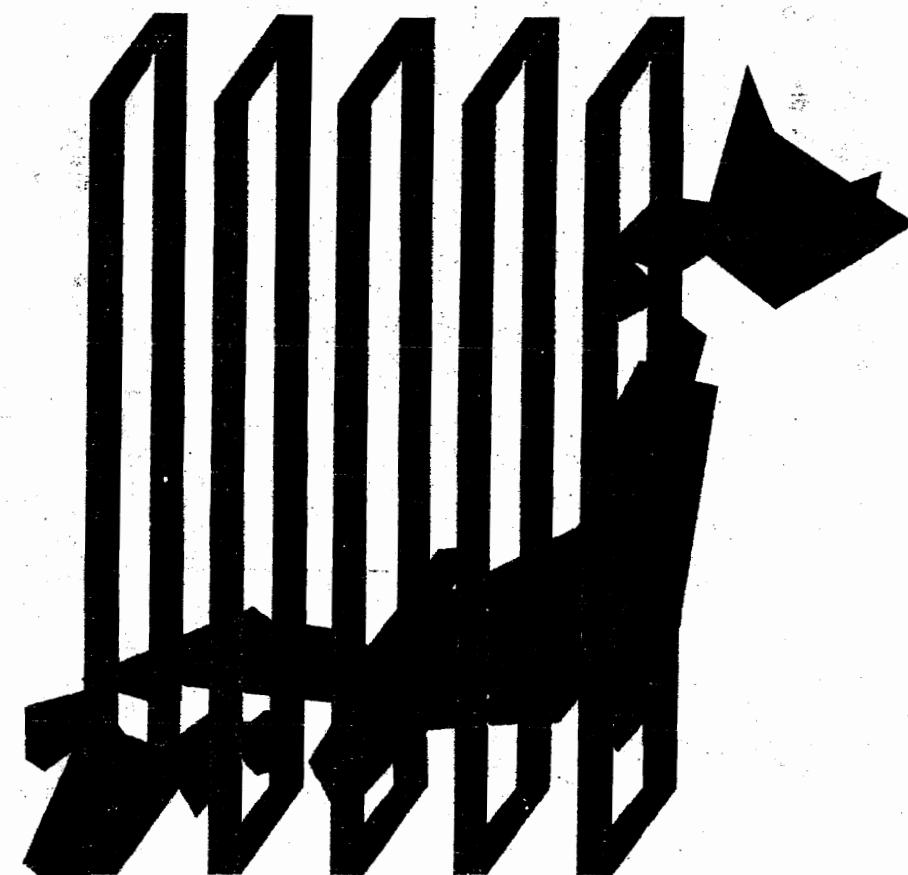
日本弁護士連合会

〒100 東京都千代田区霞が関1-1-1
☎ 03 (3580) 9841

拘禁二法案
代用監獄を廃止し、よりよい監獄法を!
に反対します
にはこんな国連人権原則違反が!

刑事施設法案
留置施設法案

Human Rights.
この国は軽すぎる
代用監獄を廃止しよう!



代用監獄とは
代用監獄とは監禁留置場のことです。
勾留された被疑者等はほんらい拘置所に収容されることになっていますが、
代用として監禁留置場に被疑者等を収容することもできることになっています。
このため、警察は被疑者を更羽間、
手もとにおき置き・通夜の取調べを行い、
弁護士との面会もなかなかさせず、
身に覚えのない犯罪について自白させる
ケースがあることをたちません。歐米諸
国には代用監獄はなく、日本ほど長期
間にわたって警察に身柄を拘束される
ところはありません。

拘禁二法案に反対する
市民集会

日時 91年4月24日(木)PM6:00~8:30
場所 千代田区・九段会館
内容 第1部 講演「アムネスティと人権保障」
イーデス・ハンソンさん(アムネスティ・インターナショナル日本支部支部長)
第2部 座談会 留置場体験者は語る
辻川暢子さん(ジャーナリスト・「冤罪の構図」の著者)
ほか各地の冤罪事件の体験者の方々

主催 日本弁護士連合会

日弁連は両法案の出直しを強く求めています

刑事施設法案、留置施設法案のいわゆる拘禁二法案は昭和57年4月に一度国会に上程されましたが、58年11月に一旦廃案になっていました。ところが、法務省・警察庁は、日弁連との意見交換会を論議を尽くさないまま一方的に打ち切り、昨年4月に二法案を国会に再上程し、その後継続審査となっています。日弁連は多くの問題をかかえている両法案をいったん出直して改めて日弁連との協議を尽くす一方、国民各層の批判を十分とり入れるよう強く求めています。

拘禁二法案には多くの問題があります

① 不当な代用監獄の恒久化

捜査機関が同時に身柄も管理する代用監獄制度は、冤罪と人権侵害の温床といわれてきました。この先進国では我が国だけにある代用監獄は、できるだけ早期に廃止されねばなりません。ところが拘禁二法案はそれを恒久化しようとしています。のみならず、拘束台や防声具を導入し、懲罰を新設するなどしてますます自白強要のおそれが強くなります。

② 接見交通権の制限

拘禁二法案は弁護人と逮捕・勾留された人の面会の権利を休日以外の執務時間内を原則とする等の規定を新設しようとしています。従来警察や検察庁は面会の妨害を繰り返しており、この法案は新たな面会妨害の手段となりかねません。また家族との面会や差入れも大幅に制限することができます。

③ 被収容者の人権軽視

拘禁二法案は施設内の規律秩序を強化し、未決勾留者や受刑者などの被収容者の人権を著しく制限しています。

切迫する国会情勢

政府与党は今国会でこの拘禁二法案を成立させる姿勢を強めておりまます。まさに事態は切迫しています。拘禁二法案反対の声を国会に集中していただくよう訴えます。

刑事施設法案
留置施設法案

に反対しよう

拘禁 法案

日本だけの代用監獄を廃止しよう！

（人権をおびやかす） 拘 禁 二 法

今、政府が国会に提出している拘禁二法案には、次のような重大な問題点があります。

- ① ウソの自白強要に結びつきやすい「代用監獄」（警察留置場）の恒久化。
- ② 逮捕された人の権利である弁護人ととの面会や家族からの差入れなどの制限。
- ③ 留置場での懲罰（戒告）と拘束台・防声具などの導入。
- ④ 受刑者に対する非近代的な処遇。



真犯人でないのになぜ自白を!?

日本弁護士連合会

〒100 東京都千代田区霞が関1-1-1 TEL 03-580-9841

日本弁護士連合会